

第4回 三田市上下水道事業経営審議会

下水道使用料改定モデルパターンについて

令和2年6月2日

三田市上下水道部

目次

- 1 改定使用料体系モデルパターンの提案（A案）
 - 1-1 基本水量を5 m³に設定する案【A案】
 - 1-2 A案水量別使用料比較
 - 1-3 A案改定後の使用料体系グラフ（0～50 m³）
 - 1-4 A案改定後の使用料体系グラフ（0～20 m³）
 - 1-5 A案改定時の使用料ランク
- 2 改定使用料体系モデルパターンの提案（B案）
 - 2-1 基本水量を廃止する案【B案】
 - 2-2 B案水量別使用料比較
 - 2-3 B案改定後の使用料体系グラフ（0～50 m³）
 - 2-4 B案改定後の使用料体系グラフ（0～20 m³）
 - 2-5 B案改定時の使用料ランク

（資料編）

- 1 前回の振り返り
 - 1-1 基本水量制のあり方
 - 1-2 基本使用料内使用者の推移
 - 1-3 ランク別水量の分布
- 2 基本使用料の決定
 - 2-1 基本使用料のあり方
 - 2-2 基本使用料（使用水量0 m³の時の使用料）の決定
 - 2-3 基本水量を5 m³とした際の基本使用料の決定
- 3 改定後の使用料収入の見込み
 - 3-1 基本使用料収入の見込み
 - 3-2 累進制従量使用料の決定
 - 3-3 段階別の傾向にあった改定
- 4 下水道使用料モデルパターンの比較表

1 改定使用料体系モデルパターンの提案（A案）

1-1 基本水量を5m³に設定する案【A案】（0~5m³は基本使用料のみ、従量使用料は加算しない。）

- ①基本使用料を580円で設定（固定費を施設利用率で按分する。）
- ②基本使用料を670円で設定（現状の基本使用料を維持する。）
- ③基本使用料を800円で設定（固定費を50.0%で按分する。）
- ④基本使用料を850円で設定（固定費を50.0%で按分し、基本水量を設定した分の一部を使用者全体で負担）
- ⑤基本使用料を900円で設定（固定費を50.0%で按分し、基本水量を設定した分の一部を使用者全体で負担）

段階別使用料単価

	現行	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	A-7	A-8	A-9	A-10	A-11	A-12	A-13	A-14	A-15	近年の傾向
基本使用料	670	580			670			800			850			900			—
1~5m ³	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	増加傾向
6~10m ³	—	100	90	80	90	85	60	80	60	55	70	50	40	60	50	30	増加傾向
11~20m ³	80	110	100	90	100	100	110	90	100	100	90	100	100	90	95	100	増加傾向
21~30m ³	90	115	120	110	110	110	120	100	110	110	100	110	110	100	105	110	減少傾向
31~50m ³	110	120	140	140	130	130	140	120	130	130	120	130	130	120	120	130	減少傾向
51~100m ³	130	140	160	170	150	150	160	140	150	150	140	140	150	140	140	150	減少傾向
101~200m ³	165	175	195	215	185	185	195	175	185	185	175	175	185	175	175	185	微増停滞傾向
201~500m ³	190	200	220	250	200	210	220	200	200	210	200	200	210	200	200	210	微減停滞傾向
501~1,000m ³	205	215	235	275	215	225	235	215	215	225	215	215	225	215	215	225	微減停滞傾向
1,001m ³ ~	220	230	250	290	230	240	240	230	230	240	230	230	240	230	230	240	微増停滞傾向

実収入と最終年度との増収比較

パターン	H30年度実績収入(A)	最終年度(R7)収入(B)	増収額(B-A)	増収率(B/A)
A-1	1,092,456千円	1,352,256千円	259,800千円	1.24
A-2		1,333,323千円	240,867千円	1.22
A-3		1,326,618千円	234,162千円	1.21
A-4		1,347,487千円	255,031千円	1.23
A-5		1,338,540千円	246,084千円	1.23
A-6		1,259,228千円	166,772千円	1.15
A-7		1,350,770千円	258,314千円	1.24
A-8		1,287,516千円	195,060千円	1.18
A-9		1,278,569千円	186,113千円	1.17
A-10		1,334,491千円	242,035千円	1.22
A-11		1,266,805千円	174,349千円	1.16
A-12		1,240,231千円	147,775千円	1.14
A-13		1,318,213千円	225,757千円	1.21
A-14		1,283,466千円	191,010千円	1.17
A-15		1,223,953千円	131,497千円	1.12

この比較から読み取れること・・・

A-1~15の案は改定時にはH30実績より概ね3.1億円増収が図れる案だが5年後も維持できるかどうかは、大きな差がある。

A案の特徴

【メリット】

現行の10m³とB案の0m³の間の案に位置することからいきなり廃止という激変を開始し、徐々に体系を整えていく段階を踏んだ案

【デメリット】

B案より算定期間最終年度の使用料収入が減少する。水量差異における不公平感が残る。

1-2 A案水量別使用料比較

(単位:円)

平均

ここまでで使用者の約98.5%が該当
↓
ここまでで使用者の約90.6%が該当
↓

使用水量(月)	基本使用料内					新第1段					新第2段										新第3段					新第4段						
	0㎡	1㎡	2㎡	3㎡	4㎡	5㎡	6㎡	7㎡	8㎡	9㎡	10㎡	11㎡	12㎡	13㎡	14㎡	15㎡	16㎡	17㎡	18㎡	19㎡	20㎡	21㎡	22㎡	23㎡	24㎡	25㎡	26㎡	27㎡	28㎡	29㎡	30㎡	40㎡
現行	670										750	830	910	990	1,070	1,150	1,230	1,310	1,390	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,190	2,280	2,370	3,470	4,570
A-1	580					680	780	880	980	1,080	1,190	1,300	1,410	1,520	1,630	1,740	1,850	1,960	2,070	2,180	2,295	2,410	2,525	2,640	2,755	2,870	2,985	3,100	3,215	3,330	4,530	5,730
A-2	580					670	760	850	940	1,030	1,130	1,230	1,330	1,430	1,530	1,630	1,730	1,830	1,930	2,030	2,150	2,270	2,390	2,510	2,630	2,750	2,870	2,990	3,110	3,230	4,630	6,030
A-3	580					660	740	820	900	980	1,070	1,160	1,250	1,340	1,430	1,520	1,610	1,700	1,790	1,880	1,990	2,100	2,210	2,320	2,430	2,540	2,650	2,760	2,870	2,980	4,380	5,780
A-4	670					760	850	940	1,030	1,120	1,220	1,320	1,420	1,520	1,620	1,720	1,820	1,920	2,020	2,120	2,230	2,340	2,450	2,560	2,670	2,780	2,890	3,000	3,110	3,220	4,520	5,820
A-5	670					755	840	925	1,010	1,095	1,195	1,295	1,395	1,495	1,595	1,695	1,795	1,895	1,995	2,095	2,205	2,315	2,425	2,535	2,645	2,755	2,865	2,975	3,085	3,195	4,495	5,795
A-6	670					730	790	850	910	970	1,080	1,190	1,300	1,410	1,520	1,630	1,740	1,850	1,960	2,070	2,190	2,310	2,430	2,550	2,670	2,790	2,910	3,030	3,150	3,270	4,670	6,070
A-7	800					880	960	1,040	1,120	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	4,300	5,500
A-8	800					860	920	980	1,040	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,210	2,320	2,430	2,540	2,650	2,760	2,870	2,980	3,090	3,200	4,500	5,800
A-9	800					855	910	965	1,020	1,075	1,175	1,275	1,375	1,475	1,575	1,675	1,775	1,875	1,975	2,075	2,185	2,295	2,405	2,515	2,625	2,735	2,845	2,955	3,065	3,175	4,475	5,775
A-10	850					920	990	1,060	1,130	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	4,300	5,500
A-11	850					900	950	1,000	1,050	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,210	2,320	2,430	2,540	2,650	2,760	2,870	2,980	3,090	3,200	4,500	5,800
A-12	850					890	930	970	1,010	1,050	1,150	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650	1,750	1,850	1,950	2,050	2,160	2,270	2,380	2,490	2,600	2,710	2,820	2,930	3,040	3,150	4,450	5,750
A-13	900					960	1,020	1,080	1,140	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	4,300	5,500
A-14	900					950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,245	1,340	1,435	1,530	1,625	1,720	1,815	1,910	2,005	2,100	2,205	2,310	2,415	2,520	2,625	2,730	2,835	2,940	3,045	3,150	4,350	5,550
A-15	900					930	960	990	1,020	1,050	1,150	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650	1,750	1,850	1,950	2,050	2,160	2,270	2,380	2,490	2,600	2,710	2,820	2,930	3,040	3,150	4,450	5,750
改定後平均	760					827	893	960	1,027	1,093	1,192	1,290	1,388	1,487	1,585	1,683	1,782	1,880	1,978	2,077	2,186	2,295	2,405	2,514	2,623	2,733	2,842	2,951	3,061	3,170	4,457	5,743
現行との差	90					157	223	290	357	423	442	460	478	497	515	533	552	570	588	607	626	645	665	684	703	723	742	761	781	800	987	1,173
最大値	900					960	1,020	1,080	1,140	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560	1,650	1,740	1,850	1,960	2,070	2,180	2,295	2,410	2,525	2,640	2,755	2,870	2,985	3,100	3,215	3,330	4,670	6,070
最小値	580					660	740	820	900	970	1,070	1,160	1,250	1,340	1,430	1,520	1,610	1,700	1,790	1,880	1,990	2,100	2,210	2,320	2,430	2,540	2,650	2,760	2,870	2,980	4,300	5,500
差	320					300	280	260	240	230	220	220	220	220	220	220	240	260	280	300	305	310	315	320	325	330	335	340	345	350	370	570

全国平均 3,000

改定パターンを判断するための試算

パターン	実績水量基準収入(A)	最終年度(R7)収入(B)	増減額(B-A)	減収率(B/A)	判断
A-1	1,400,796千円	1,352,256千円	-48,540千円	0.9653	○
A-2	1,400,238千円	1,333,323千円	-66,915千円	0.9522	
A-3	1,399,663千円	1,326,618千円	-73,045千円	0.9478	
A-4	1,398,726千円	1,347,487千円	-51,239千円	0.9634	○
A-5	1,402,114千円	1,338,540千円	-63,574千円	0.9547	
A-6	1,403,130千円	1,259,228千円	-143,902千円	0.8974	
A-7	1,393,951千円	1,350,770千円	-43,181千円	0.9690	○
A-8	1,399,405千円	1,287,516千円	-111,889千円	0.9200	
A-9	1,402,793千円	1,278,569千円	-124,224千円	0.9114	
A-10	1,397,570千円	1,334,491千円	-63,079千円	0.9549	○
A-11	1,398,060千円	1,266,805千円	-131,255千円	0.9061	
A-12	1,395,497千円	1,240,231千円	-155,266千円	0.8887	
A-13	1,401,190千円	1,318,213千円	-82,977千円	0.9408	○
A-14	1,399,347千円	1,283,466千円	-115,881千円	0.9172	
A-15	1,399,117千円	1,223,953千円	-175,164千円	0.8748	

【アンケート結果より】

- 将来に向けて、人口減少や施設の老朽化対策に備えて資金確保について
 - ・多少高くなっても今から少しずつ資金を確保していく方が良い。・・・35.4%
 - ・全国平均くらいまでは高くなっても、資金を確保した方が良い。・・・23.4%

※新しい改定パターンの特徴と選択を判断するため、H30年度のデータを用いて減収率を試算します。

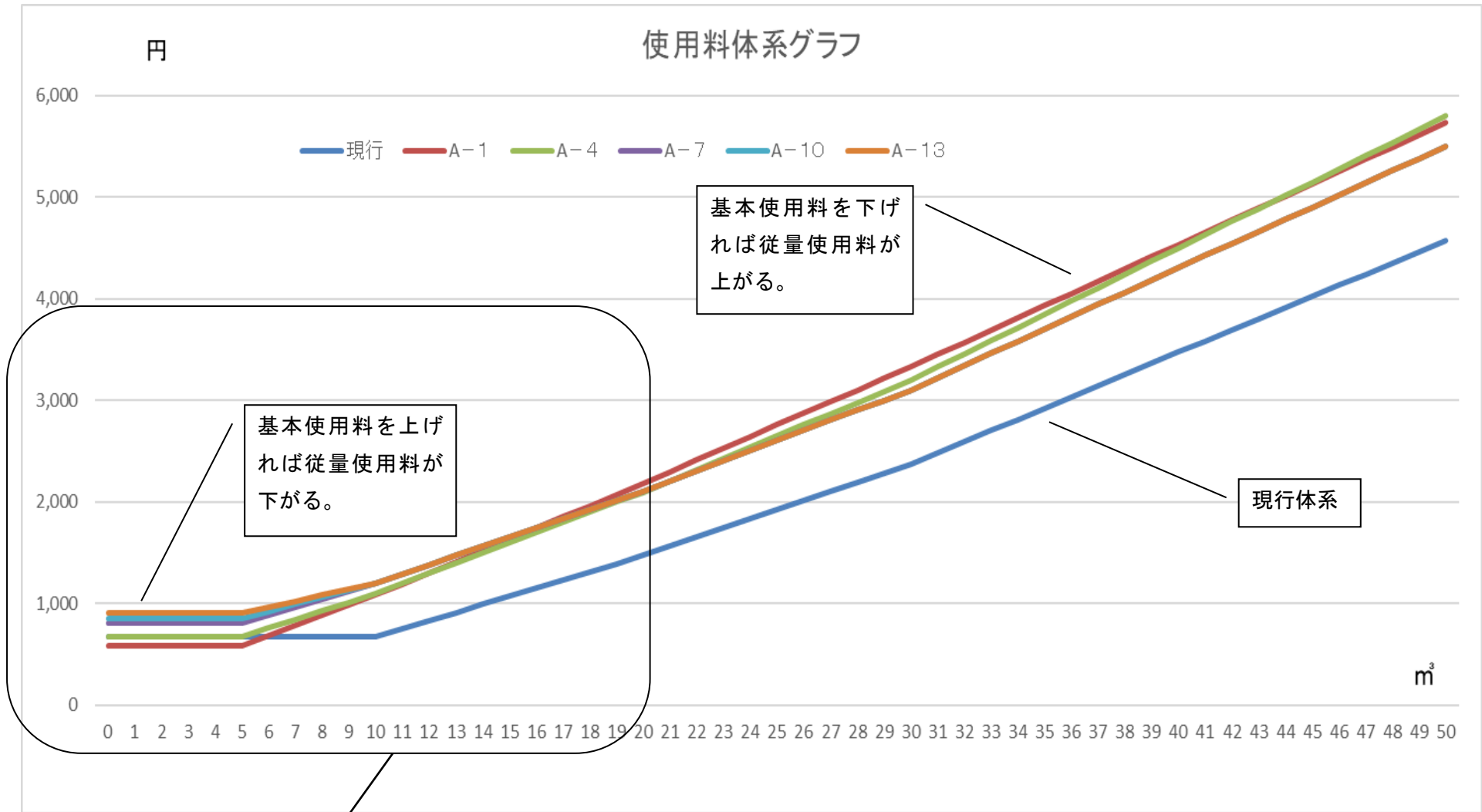
実績水量基準収入: H30年度の使用者数、使用量、使用形態の実際のデータを用いて、改定すれば得られる収入額です。

最終年度(R7)収入: H30年度データから使用者や使用量の減少を試算し、算定期間最終年度の収入見込みです。

最終年度(R7)収入(B) ÷ 実績水量基準収入(A) = 減収率

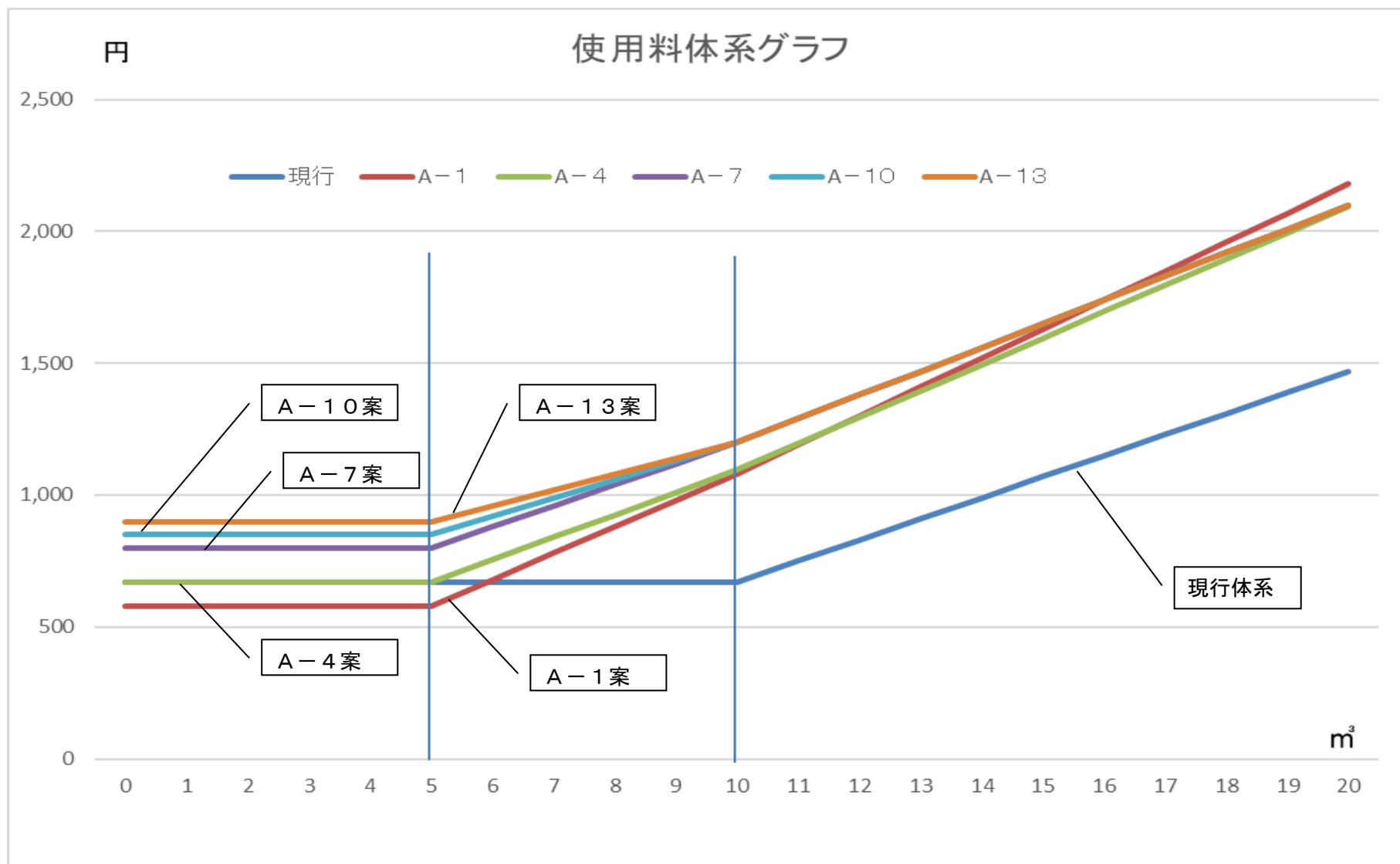
判断基準の「○」は、それぞれのカテゴリーの中で減収率が低いものです。

1-3 A案改定後の使用料体系グラフ (0~50m³)



次ページに詳細

1-4 A案改定後の使用料体系グラフ (0~20m³)



1-5 A-10案及びA-4案改定時の使用料ランク

現行
 A-10案
 A-4案

29市+三田市(現行、A-10、A-4案)水量別下水道使用料表

令和2年4月1日現在 単位:1カ月につき円(税抜)

使用量	0m ³ の時		5m ³ の時		10m ³ の時		20m ³ の時		30m ³ の時		40m ³ の時		50m ³ の時		100m ³ の時		500m ³ の時		1,000m ³ の時		2,000m ³ の時			
順位	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額		
31	丹波市	2,100	丹波市	2,100	丹波市	2,675	丹波市	3,875	加西市	5,460	加西市	7,930	加西市	10,400	加西市	24,700	加西市	189,800	加西市	404,300	加西市	833,300		
30	養父市	1,715	養父市	1,715	養父市	1,715	養父市	3,415	丹波市	5,375	養父市	7,375	養父市	9,455	加東市	21,600	高砂市	150,500	高砂市	340,500	高砂市	760,500		
29	西脇市	1,500	西脇市	1,500	西脇市	1,500	加西市	3,380	養父市	5,295	丹波市	7,225	西脇市	9,300	養父市	21,455	加東市	150,400	加東市	336,400	加古川市	741,150		
28	加西市	1,430	加西市	1,430	加西市	1,430	西脇市	3,300	西脇市	5,100	西脇市	7,200	加東市	9,100	西脇市	21,300	姫路市	139,500	姫路市	323,000	加東市	708,400		
27	朝来市	1,429	朝来市	1,429	朝来市	1,429	豊岡市	3,100	豊岡市	4,800	加東市	6,920	丹波市	9,075	豊岡市	19,700	西脇市	138,300	加古川市	321,150	姫路市	708,000		
26	淡路市	1,420	淡路市	1,420	淡路市	1,420	淡路市	3,020	加東市	4,740	豊岡市	6,750	豊岡市	8,700	丹波市	19,525	加古川市	136,150	西脇市	303,300	西脇市	633,300		
25	南あわじ市	1,200	南あわじ市	1,200	豊岡市	1,400	加東市	2,860	淡路市	4,620	相生市	6,457	相生市	8,457	姫路市	19,500	明石市	126,878	明石市	276,878	明石市	590,878		
24	小野市	1,150	小野市	1,150	加東市	1,310	朝来市	2,859	相生市	4,457	淡路市	6,420	淡路市	8,220	高砂市	19,500	養父市	123,455	小野市	271,660	小野市	572,660		
23	宍粟市	1,100	宍粟市	1,100	相生市	1,237	丹波篠山市	2,700	丹波篠山市	4,300	姫路市	6,130	姫路市	8,150	相生市	19,407	小野市	121,160	養父市	250,955	豊岡市	507,700		
22	相生市	1,047	相生市	1,047	南あわじ市	1,200	相生市	2,657	朝来市	4,289	丹波篠山市	5,900	丹波篠山市	7,600	淡路市	18,720	豊岡市	117,700	豊岡市	247,700	養父市	505,955		
21	洲本市	960	洲本市	1,000	丹波篠山市	1,200	小野市	2,530	小野市	4,190	小野市	5,850	小野市	7,510	加古川市	18,150	相生市	117,307	相生市	240,807	相生市	487,807		
20	丹波篠山市	900	豊岡市	1,000	三田市(A10)	1,200	宍粟市	2,500	姫路市	4,110	朝来市	5,809	高砂市	7,500	明石市	17,778	淡路市	114,720	淡路市	234,720	淡路市	474,720		
19	加古川市	900	加東市	960	小野市	1,150	南あわじ市	2,500	宍粟市	3,900	宍粟市	5,600	たつの市	7,400	たつの市	17,400	三木市	113,350	三木市	233,350	三木市	473,350		
18	洲本市(※)	900	姫路市	945	川西市	1,150	三木市	2,400	南あわじ市	3,900	高砂市	5,600	朝来市	7,329	三木市	17,350	丹波市	105,525	洲本市	217,300	神戸市	463,250		
17	たつの市	880	丹波篠山市	900	三田市(A4)	1,120	姫路市	2,390	たつの市	3,800	南あわじ市	5,500	宍粟市	7,300	宍粟市	17,300	たつの市	105,400	たつの市	215,400	赤穂市	448,880		
16	赤穂市	880	加古川市	900	洲本市	1,100	洲本市	2,300	加古川市	3,750	加古川市	5,450	加古川市	7,150	小野市	17,260	洲本市	102,300	神戸市	214,250	洲本市	447,300		
15	姫路市(※)	860	たつの市	880	宍粟市	1,100	加古川市	2,230	高砂市	3,700	たつの市	5,400	南あわじ市	7,100	赤穂市	16,880	南あわじ市	100,100	丹波市	213,025	たつの市	435,400		
14	三田市(A10)	850	赤穂市	880	加古川市	1,100	赤穂市	2,230	三木市	2,200	赤穂市	3,580	明石市	5,258	明石市	7,078	丹波篠山市	16,100	赤穂市	98,880	南あわじ市	205,100	三田市(A4)	429,320
13	高砂市	800	川西市	875	三木市	1,030	三田市(A4)	2,120	洲本市	3,500	赤穂市	5,230	赤穂市	6,880	朝来市	15,429	神戸市	97,250	三田市(A4)	199,320	三田市(A10)	427,500		
12	明石市	798	三木市	850	姫路市	1,030	三田市(A4)	2,120	洲本市	3,500	赤穂市	5,230	赤穂市	6,880	朝来市	15,429	神戸市	97,250	三田市(A4)	199,320	三田市(A10)	427,500		
11	三田市(A4)	670	三田市(A10)	850	たつの市	900	高砂市	2,100	明石市	3,438	洲本市	4,900	洲本市	6,300	芦屋市	14,570	丹波篠山市	92,100	三田市(A10)	197,500	南あわじ市	415,100		
10	三田市	670	高砂市	800	赤穂市	880	三田市(A10)	2,100	三田市(A4)	3,220	三田市(A4)	4,520	川西市	5,900	洲本市	14,300	三田市(A4)	91,820	宍粟市	197,300	三田市	407,070		
9	西宮市(※)	626	明石市	798	明石市	848	明石市	1,998	川西市	3,100	川西市	4,500	三田市(A4)	5,820	三田市(A4)	13,320	三田市(A10)	90,000	丹波篠山市	187,100	宍粟市	397,300		
8	豊岡市(※)	600	西宮市	676	高砂市	800	川西市	1,950	三田市(A10)	3,100	三田市(A10)	4,300	芦屋市	5,520	神戸市	12,950	芦屋市	88,720	三田市	187,070	丹波篠山市	377,100		
7	三木市(※)	600	三田市(A4)	670	宝塚市	780	宝塚市	1,680	宝塚市	2,780	神戸市	3,900	三田市(A10)	5,500	川西市	12,900	朝来市	88,329	芦屋市	182,720	芦屋市	370,720		
6	川西市(※)	590	三田市	670	西宮市	726	西宮市	1,616	尼崎市	2,689	宝塚市	3,880	神戸市	5,200	三田市(A10)	12,500	三田市	84,570	川西市	170,400	川西市	345,400		
5	伊丹市(※)	590	宝塚市	655	伊丹市	670	神戸市	1,600	神戸市	2,600	芦屋市	3,850	宝塚市	4,980	尼崎市	11,849	川西市	82,900	朝来市	161,229	朝来市	331,329		
4	尼崎市(※)	549	伊丹市	630	三田市	670	伊丹市	1,570	西宮市	2,506	尼崎市	3,819	尼崎市	4,949	宝塚市	11,230	尼崎市	69,649	尼崎市	145,149	西宮市	314,486		
3	宝塚市(※)	530	尼崎市	579	尼崎市	609	尼崎市	1,559	伊丹市	2,470	西宮市	3,496	三田市	4,570	三田市	11,070	宝塚市	67,230	宝塚市	144,730	尼崎市	301,399		
2	芦屋市	530	芦屋市	530	神戸市	600	三田市	1,470	芦屋市	2,450	伊丹市	3,490	伊丹市	4,510	伊丹市	10,510	伊丹市	63,610	西宮市	135,486	宝塚市	299,730		
1	神戸市	500	神戸市	500	芦屋市	530	芦屋市	1,350	三田市	2,370	三田市	3,470	西宮市	4,486	西宮市	9,986	西宮市	61,086	伊丹市	132,110	伊丹市	285,110		

※基本水量制を廃止している市

・同一金額は順不同、公共の使用料体系、複数使用料体系がある場合は主なものを選択、端数調整している場合あり。

2 改定使用料体系モデルパターンの提案（B案）

2-1 基本水量を廃止する案【B案】

- ①基本使用料を580円で設定（固定費を施設利用率で按分する。）
- ②基本使用料を670円で設定（現状の基本使用料を維持する。）
- ③基本使用料を800円で設定（固定費を50.0%で按分する。）

段階別使用料単価

	現行	B-1	B-2	B-3	近年の傾向
基本使用料	670	580	670	800	—
1～10m ³	—	65	55	40	増加傾向
11～20m ³	80	90	90	90	増加傾向
21～30m ³	90	100	100	100	減少傾向
31～50m ³	110	120	120	120	減少傾向
51～100m ³	130	140	140	140	減少傾向
101～200m ³	165	175	175	175	微増停滞傾向
201～500m ³	190	200	200	200	微減停滞傾向
501～1,000m ³	205	215	215	215	微減停滞傾向
1,001m ³ ～	220	230	230	230	微増停滞傾向

実収入と最終年度との増収比較

パターン	H30年度実績収入(A)	最終年度(R7)収入(B)	増収額(B-A)	増収率(B/A)
B-1	1,092,456千円	1,397,464千円	305,008千円	1.28
B-2		1,397,522千円	305,066千円	1.28
B-3		1,394,826千円	302,370千円	1.28

B案の特徴

- 【メリット】 A案より5年後の使用料収入の減収を抑えることができる。水量差異における不公平感は解消できる。
- 【デメリット】 現行の従量使用料0円の段階がすべて有料になるため、特に少量使用者への使用料急激な変動が生じる。

2-2 B案水量別使用料比較

ここまでで使用者の約98.5%が該当
 ↓
 ここまでで使用者の約90.6%が該当
 ↓

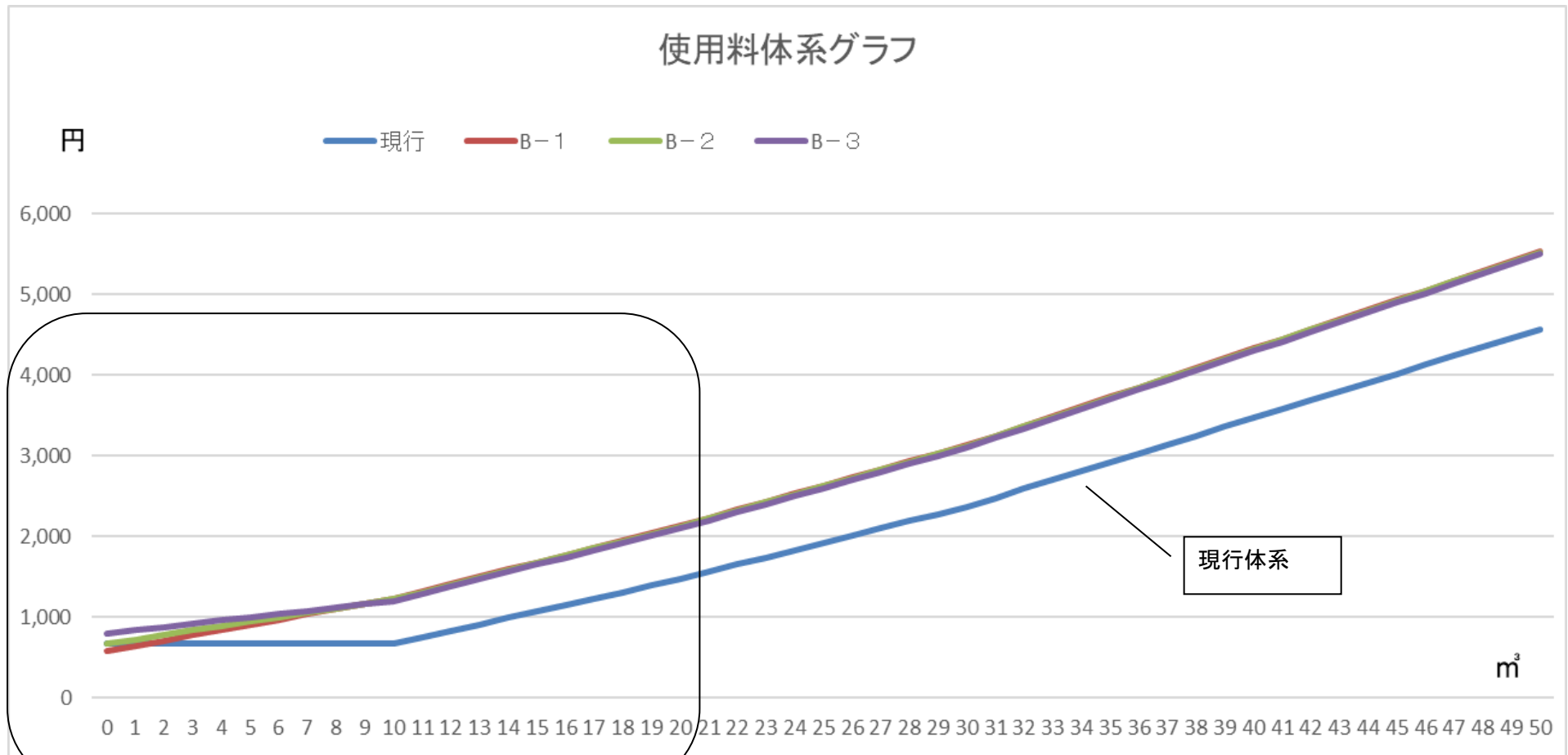
(単位:円)

使用水量(月)	基本使用料内					新第1段					新第2段										新第3段										新第4段						
	0m³	1m³	2m³	3m³	4m³	5m³	6m³	7m³	8m³	9m³	10m³	11m³	12m³	13m³	14m³	15m³	16m³	17m³	18m³	19m³	20m³	21m³	22m³	23m³	24m³	25m³	26m³	27m³	28m³	29m³	30m³	40m³	50m³				
現行	670										750	830	910	990	1,070	1,150	1,230	1,310	1,390	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,190	2,280	2,370	3,470	4,570					
B-1	580	645	710	775	840	905	970	1,035	1,100	1,165	1,230	1,320	1,410	1,500	1,590	1,680	1,770	1,860	1,950	2,040	2,130	2,230	2,330	2,430	2,530	2,630	2,730	2,830	2,930	3,030	3,130	4,330	5,530				
B-2	670	725	780	835	890	945	1,000	1,055	1,110	1,165	1,220	1,310	1,400	1,490	1,580	1,670	1,760	1,850	1,940	2,030	2,120	2,220	2,320	2,420	2,520	2,620	2,720	2,820	2,920	3,020	3,120	4,320	5,520				
B-3	800	840	880	920	960	1,000	1,040	1,080	1,120	1,160	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	4,300	5,500				
改定後平均	683	737	790	843	897	950	1,003	1,057	1,110	1,163	1,217	1,307	1,397	1,487	1,577	1,667	1,757	1,847	1,937	2,027	2,117	2,217	2,317	2,417	2,517	2,617	2,717	2,817	2,917	3,017	3,117	4,317	5,517				
現行との差	13	67	120	173	227	280	333	387	440	493	547	557	567	577	587	597	607	617	627	637	647	657	667	677	687	697	707	717	727	737	747	847	947				
最大値	800	840	880	920	960	1,000	1,040	1,080	1,120	1,165	1,230	1,320	1,410	1,500	1,590	1,680	1,770	1,860	1,950	2,040	2,130	2,230	2,330	2,430	2,530	2,630	2,730	2,830	2,930	3,030	3,130	4,330	5,530				
最小値	580	645	710	775	840	905	970	1,035	1,100	1,160	1,200	1,290	1,380	1,470	1,560	1,650	1,740	1,830	1,920	2,010	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	4,300	5,500				
差	220	195	170	145	120	95	70	45	20	5	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30				
全国平均																					3,000																

改定後の減収率

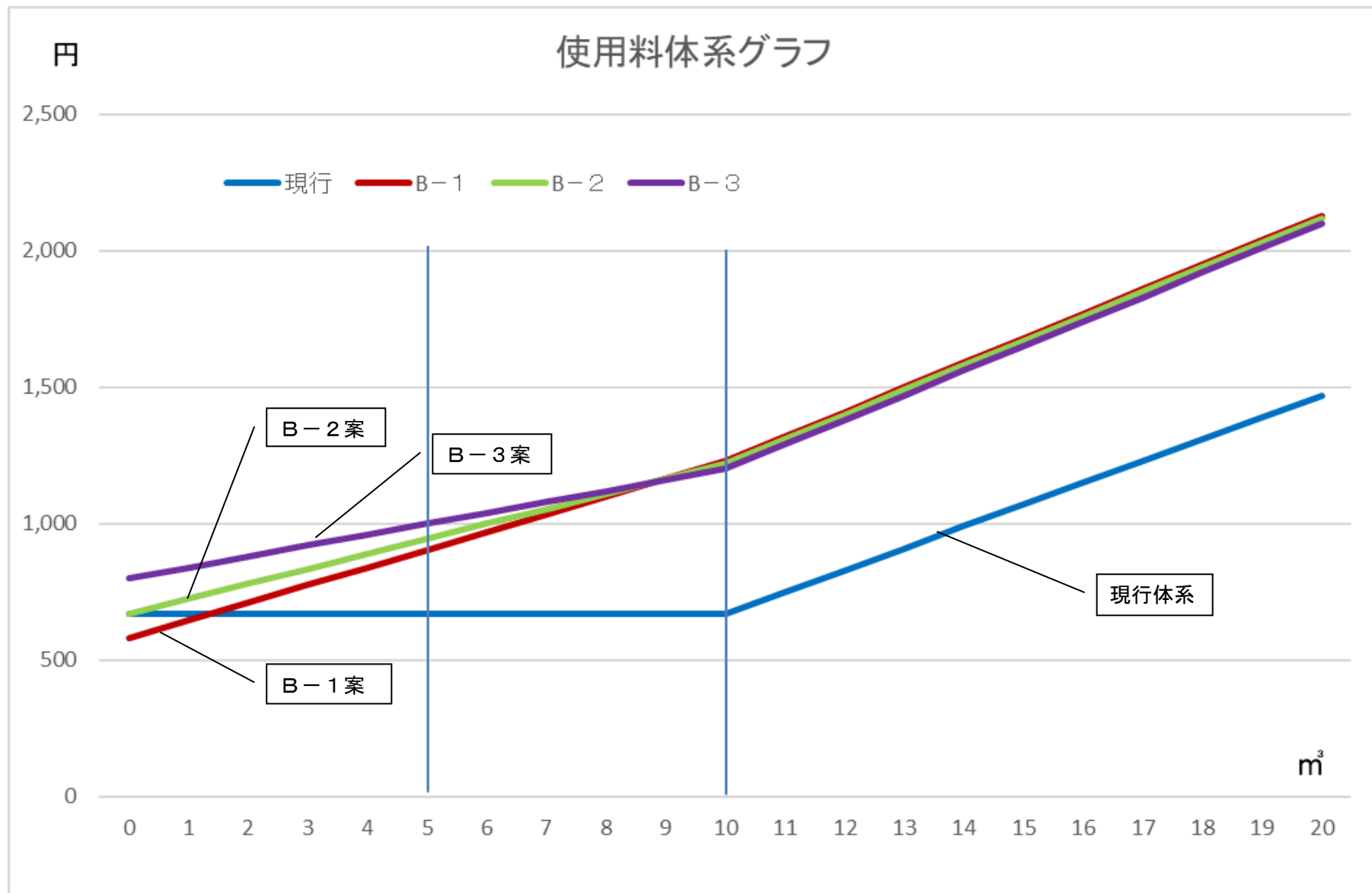
パターン	H30実績水量基準収入	最終年度収入(R7)	増減額	減収率
B-1	1,407,938千円	1,397,464千円	-10,474千円	0.9926
B-2	1,407,500千円	1,397,522千円	-9,978千円	0.9929
B-3	1,404,298千円	1,394,826千円	-9,472千円	0.9933

2-3 改定後の使用料体系グラフ (0~50m³)



次ページに詳細

2-4 改定後の使用料体系グラフ (0~20m³)



2-5 B-2案及びB-3案改定時の使用料ランク

現行
 B-2案
 B-3案

29市+三田市(現行、B-2、B-3案)水量別下水道使用料表

令和2年4月1日現在 単位:1カ月につき円(税抜)

使用量	0m ³ の時		5m ³ の時		10m ³ の時		20m ³ の時		30m ³ の時		40m ³ の時		50m ³ の時		100m ³ の時		500m ³ の時		1,000m ³ の時		2,000m ³ の時	
	順位	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体	金額	自治体
31	丹波市	2,100	丹波市	2,100	丹波市	2,675	丹波市	3,875	加西市	5,460	加西市	7,930	加西市	10,400	加西市	24,700	加西市	189,800	加西市	404,300	加西市	833,300
30	養父市	1,715	養父市	1,715	養父市	1,715	養父市	3,415	丹波市	5,375	養父市	7,375	養父市	9,455	加東市	21,600	高砂市	150,500	高砂市	340,500	高砂市	760,500
29	西脇市	1,500	西脇市	1,500	西脇市	1,500	加西市	3,380	養父市	5,295	丹波市	7,225	西脇市	9,300	養父市	21,455	加東市	150,400	加東市	336,400	加古川市	741,150
28	加西市	1,430	加西市	1,430	加西市	1,430	西脇市	3,300	西脇市	5,100	西脇市	7,200	加東市	9,100	西脇市	21,300	姫路市	139,500	姫路市	323,000	加東市	708,400
27	朝来市	1,429	朝来市	1,429	朝来市	1,429	豊岡市	3,100	豊岡市	4,800	加東市	6,920	丹波市	9,075	豊岡市	19,700	西脇市	138,300	加古川市	321,150	姫路市	708,000
26	淡路市	1,420	淡路市	1,420	淡路市	1,420	淡路市	3,020	加東市	4,740	豊岡市	6,750	豊岡市	8,700	丹波市	19,525	加古川市	136,150	西脇市	303,300	西脇市	633,300
25	南あわじ市	1,200	南あわじ市	1,200	豊岡市	1,400	加東市	2,860	淡路市	4,620	相生市	6,457	相生市	8,457	姫路市	19,500	明石市	126,878	明石市	276,878	明石市	590,878
24	小野市	1,150	小野市	1,150	加東市	1,310	朝来市	2,859	相生市	4,457	淡路市	6,420	淡路市	8,220	高砂市	19,500	養父市	123,455	小野市	271,660	小野市	572,660
23	宍粟市	1,100	宍粟市	1,100	相生市	1,237	丹波篠山市	2,700	丹波篠山市	4,300	姫路市	6,130	姫路市	8,150	相生市	19,407	小野市	121,160	養父市	250,955	豊岡市	507,700
22	相生市	1,047	相生市	1,047	三田市(B2)	1,220	相生市	2,657	朝来市	4,289	丹波篠山市	5,900	丹波篠山市	7,600	淡路市	18,720	豊岡市	117,700	豊岡市	247,700	養父市	505,955
21	加東市	960	洲本市	1,000	南あわじ市	1,200	小野市	2,530	小野市	4,190	小野市	5,850	小野市	7,510	加古川市	18,150	相生市	117,307	相生市	240,807	相生市	487,807
20	丹波篠山市		豊岡市	1,000	丹波篠山市	1,200	宍粟市	2,500	姫路市	4,110	朝来市	5,809	高砂市	7,500	明石市	17,778	淡路市	114,720	淡路市	234,720	淡路市	474,720
19	加古川市		三田市(B3)	1,000	三田市(B3)	1,200	南あわじ市	2,500	宍粟市	3,900	宍粟市	5,600	たつの市	7,400	たつの市	17,400	三木市	113,350	三木市	233,350	三木市	473,350
18	洲本市(※)		加東市	960	小野市	1,150	三木市	2,400	南あわじ市	3,900	高砂市	5,600	朝来市	7,329	三木市	17,350	丹波市	105,525	洲本市	217,300	神戸市	463,250
17	たつの市		姫路市	945	川西市	1,150	姫路市	2,390	たつの市	3,800	南あわじ市	5,500	宍粟市	7,300	宍粟市	17,300	たつの市	105,400	たつの市	215,400	赤穂市	448,880
16	赤穂市	880	三田市(B2)	945	洲本市	1,100	洲本市	2,300	加古川市	3,750	加古川市	5,450	小野市	7,150	小野市	17,260	洲本市	102,300	神戸市	214,250	洲本市	447,300
15	姫路市(※)	860	丹波篠山市	900	宍粟市	1,100	加古川市	2,300	高砂市	3,700	たつの市	5,400	南あわじ市	7,100	赤穂市	16,880	南あわじ市	100,100	丹波市	213,025	たつの市	435,400
14	高砂市	800	加古川市	900	加古川市	1,100	赤穂市	2,230	三木市	3,700	三木市	5,400	三木市	7,100	南あわじ市	16,100	赤穂市	98,880	南あわじ市	205,100	丹波市	428,025
13	三田市(B3)	800	たつの市	900	三木市	1,100	たつの市	2,200	赤穂市	3,580	明石市	5,258	明石市	7,078	丹波篠山市	16,100	宍粟市	97,300	赤穂市	203,880	三田市(B2)	427,520
12	明石市	798	赤穂市	880	姫路市	1,030	三田市(B2)	2,120	洲本市	3,500	赤穂市	5,230	赤穂市	6,880	朝来市	15,429	神戸市	97,250	三田市(B2)	197,520	三田市(B3)	427,500
11	三田市(B2)		川西市	875	たつの市	900	高砂市	2,100	明石市	3,438	洲本市	4,900	洲本市	6,300	芦屋市	14,570	丹波篠山市	92,100	三田市(B3)	197,500	南あわじ市	415,100
10	三田市	670	三木市	850	赤穂市	880	三田市(B3)	2,100	三田市(B2)	3,120	川西市	4,500	川西市	5,900	洲本市	14,300	三田市(B2)	90,020	宍粟市	197,300	三田市	407,070
9	西宮市(※)	626	高砂市	800	明石市	848	明石市	1,998	川西市	3,100	三田市(B2)	4,320	芦屋市	5,520	神戸市	12,950	三田市(B3)	90,000	丹波篠山市	187,100	宍粟市	397,300
8	豊岡市(※)		明石市	798	高砂市	800	川西市	1,950	三田市(B3)	3,100	三田市(B3)	4,300	三田市(B2)	5,520	川西市	12,900	芦屋市	88,720	三田市	187,070	丹波篠山市	377,100
7	三木市(※)	600	西宮市	676	宝塚市	780	宝塚市	1,680	宝塚市	2,780	神戸市	3,900	三田市(B3)	5,500	三田市(B2)	12,520	朝来市	88,329	芦屋市	182,720	芦屋市	370,720
6	川西市(※)		三田市	670	西宮市	726	西宮市	1,616	尼崎市	2,689	宝塚市	3,880	神戸市	5,200	三田市(B3)	12,500	三田市	84,570	川西市	170,400	川西市	345,400
5	伊丹市(※)	590	宝塚市	655	伊丹市	670	神戸市	1,600	神戸市	2,600	芦屋市	3,850	宝塚市	4,980	尼崎市	11,849	川西市	82,900	朝来市	161,229	朝来市	331,329
4	尼崎市(※)	549	伊丹市	630	三田市	670	伊丹市	1,570	西宮市	2,506	尼崎市	3,819	尼崎市	4,949	宝塚市	11,230	尼崎市	69,649	尼崎市	145,149	西宮市	314,486
3	宝塚市(※)		尼崎市	579	尼崎市	609	尼崎市	1,559	伊丹市	2,470	西宮市	3,496	三田市	4,570	三田市	11,070	宝塚市	67,230	宝塚市	144,730	尼崎市	301,399
2	芦屋市	530	芦屋市	530	神戸市	609	三田市	1,470	芦屋市	2,450	伊丹市	3,490	伊丹市	4,510	伊丹市	10,510	伊丹市	63,610	西宮市	135,486	宝塚市	299,730
1	神戸市	500	神戸市	500	芦屋市	530	芦屋市	1,350	三田市	2,370	三田市	3,470	西宮市	4,486	西宮市	9,986	西宮市	61,086	伊丹市	132,110	伊丹市	285,110

※基本水量制を廃止している市

・同一金額は順不同、公共の使用料体系、複数使用料体系がある場合は主なものを選択、端数調整している場合あり。

(資料編)

1 前回の振り返り

1-1 基本水量制の是非

今回の改定において基本水量制を維持するか廃止するか、若しくは水量を減じて継続するかの是非を決定します。

【原則】

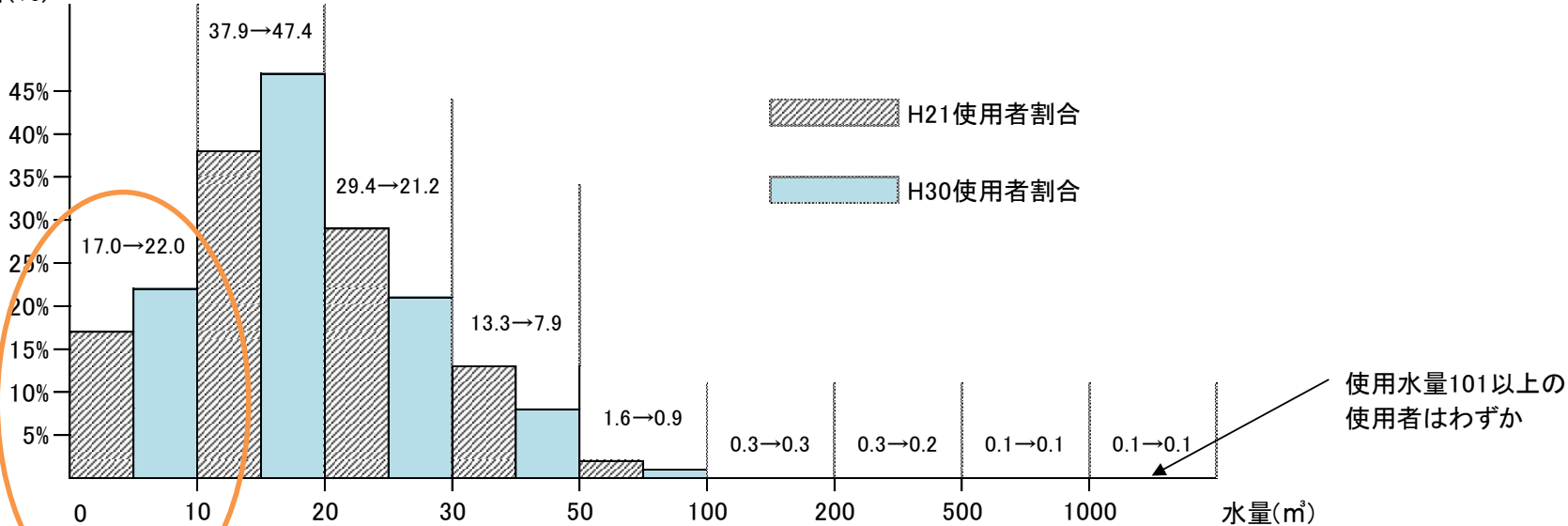
- ・基本水量制は、「水道料金算定要領」の3料金体系（2）経過措置のなお書きで用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に（徐々に）解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ないとされています。

【現状】

- ・現状の基本水量制は、基本水量前後である主に生活者にとっては、安価な使用料設定となる利点がある反面、安価となった補てんを少量使用者や多量使用者に負担がかかっている。
- ・日常生活や暮らし方の変化により水の使用の仕方は多様化している。
- ・節水機器の普及や水需要の変化から多量使用者が減少してきている状況から、使用料収入の減少が進んでいる。
- ・基本水量制をこのまま継続すると、使用料改定を実施しても今後も使用料収入減少が進み、次回の改定時には再度高い改定を実施しなければならないことが予測される。
- ・改定の実施には、使用した水量の多少によって使用料が賦課されるのが公平であり理想である。
- ・現行の基本水量内から一定の負担を求めることによって、使用料収入の減少が緩和され、次回の改定において改定率を低く抑えることができる。
- ・基本使用料制の廃止又は減量は、特に従前の基本使用量前後に負担が発生する。

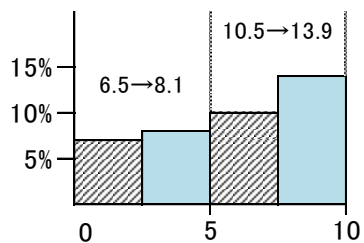
1-2 基本使用料内使用者の推移

割合(%)



段階	基本水量	第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段	備考
従量使用料	0円	80円	90円	110円	130円	165円	190円	205円	220円	1m³あたり
基本使用料	670円	670円	670円	670円	670円	670円	670円	670円	670円	10m³まで

○現行基本水量内前半後半内訳



基本水量内の数値を前半と後半に分けてみると
22%の内、前半は8.1%、後半が13.9%になります。

従量使用料 0円 現行 → 今後も使用量10m³以下の22%の使用者から従量使用料を賦課しない。



従量使用料 ××円 廃止 → すべての使用者に従量使用料を賦課する。

従量使用料基本水量制と水量制見直しの際 使用量6~10m³の13.9%の使用者から従量使用料を賦課する。

【例】使用者が11人あり、使用料として11,000円回収しなければならないと仮定した場合

○基本水量10m³の使用料体系と基本水量0m³の使用料体系

使用量	0m ³	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³	合計
使用料(基本水量10m ³)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000円
使用料(使用者負担原則)	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	11,000円
差	500	400	300	200	100	0	-100	-200	-300	-400	-500	0円

本来支払うべき使用者負担原則より高い

本来支払うべき使用者原則より安い。

基本水量10m³を減らすべき(9.6%)という回答になるのではないか。

基本水量10m³の今のままでよい(56.2%)という回答になるのではないか。

【例】現行のまま2倍の改定を実施した場合

○基本水量10m³の使用料体系と基本水量0m³の使用料体系

使用量	0m ³	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³	合計
使用料(基本水量10m ³)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	22,000円
使用料(使用者負担原則)	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	22,000円
差	1,000	800	600	400	200	0	-200	-400	-600	-800	-1,000	0円

特にこのランクの使用者から見れば金額格差格差が広がる。

アンケートで多い意見だからという理由だけで継続して良いか。

○基本水量を5m³にした場合

使用量	0m ³	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³	合計
使用料(基本水量5m ³)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	22,000円
使用料(使用者負担原則)	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	22,000円
差	500	300	100	-100	-300	-500	0	0	0	0	0	0円

このランクの不公平感が残る。

このランクの不公平感は解消されるが
これまで無料の従量使用料が有料になるため負担増

多数者のアンケート意見は尊重されなければならないが、尊重することによって少数者の不利益や使用料格差が広がることは好ましくないと考えます。

1-3 ランク別水量の分布

使用者別では、約 22%が基本使用料のみで従量使用料が 0 円となりますが、従量使用料が 0 円になるのは 10 m³以下の使用者だけではなく、100 m³使用する使用者も、1,000 m³使用する使用者も 1~10 m³の間は 0 円になります。その 0 円になる水量が約 42%あります。

○従量使用料のみに着目

段階	水量	水量(m ³)	割合(%)		現行
基本使用量	1~5	2,441,689	22.27	42.17	0円
	6~10	2,183,003	19.91		0円
第1段	11~20	3,039,890	27.72		80円
第2段	21~30	957,668	8.73		90円
第3段	31~50	417,421	3.81		110円
第4段	51~100	229,630	2.09		130円
第5段	101~200	266,829	2.43		165円
第6段	201~500	361,351	3.30		190円
第7段	501~1,000	286,273	2.61		205円
第8段	1,001~	782,649	7.14		220円
合計		10,966,403	100		

} 全体の約42%分の水量(m³)×単価(無料)

(H21実績)
○基本水量10m³

17人
83人

17人の使用料を
83人で支える形

(H30実績)
○基本水量10m³

22人
78人

22人の使用料を
78人で支える形

○基本水量を5m³に削減

8人
92人

8人の使用料を
92人で支える形

○基本水量制を廃止

0人
100人

(R19年見込)
○基本水量10m³を継続

30人
70人

30人の使用料を
70人で支える形

使用した者以外の負担が
増加していく。

一定無料となる基本水量を削減し、
基本水量以上の使用者負担を軽減

使用した者が使用した分だけ負担

2 基本使用料の決定

基本水量制の方針が決定すれば基本使用料を決定します。

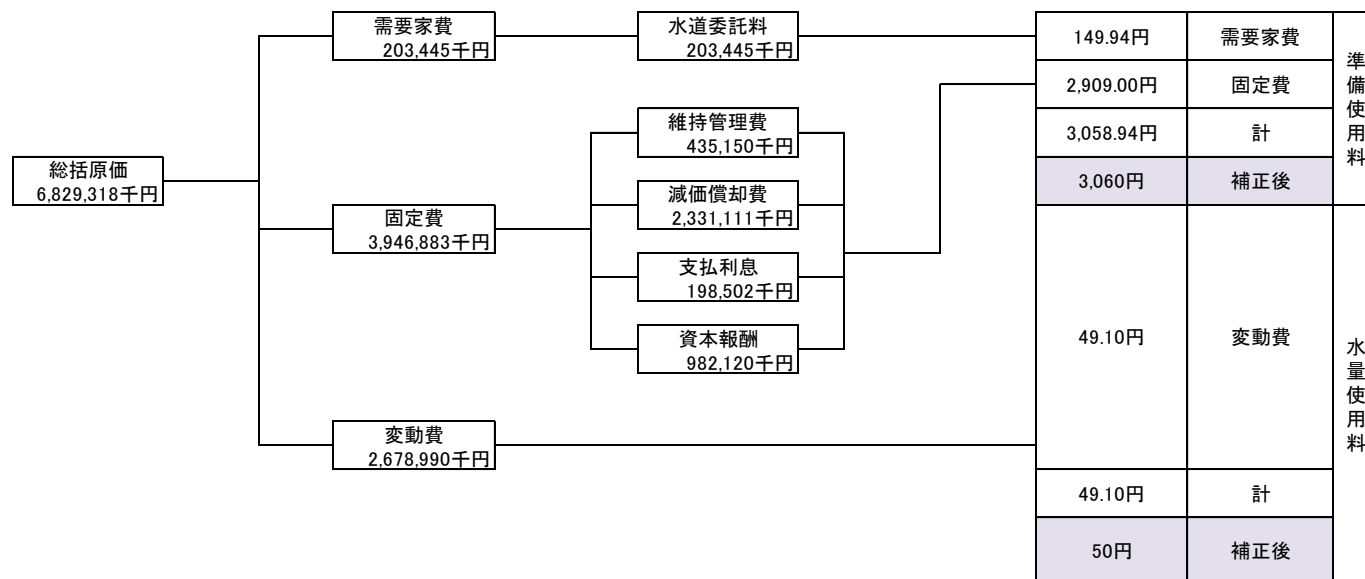
2-1 総括原価の細分と使用料への割り当て

総括原価は、需要家費、固定費、変動費に分類できます。基本的に需要家費と固定費は、基本使用料（準備使用料）で、変動費は、従量使用料で賄うものとされています。

- 需要家費・・・下水道契約があることで発生する必要な経費で、検針、請求、収納等に係る経費です。
- 固定費・・・排出水量の多少に関わらず必要な経費で、利息、減価償却費、維持管理費、光熱水費、人件費などです。
- 変動費・・・排出水量の多少により必要な経費であり、薬品費、流域負担金、動力費等の従量料金などです。

下水道事業は、大半が需要家費と固定費になることから、原則に沿って算出すれば基本使用料が非常に高額となることから固定費を基本使用料で賄う部分と従量使用料で賄う部分に分ける必要があります。

【総括原価の配分と使用料の割り当て】



原則に沿えば基本使用料は高額になります。

670円（現行）



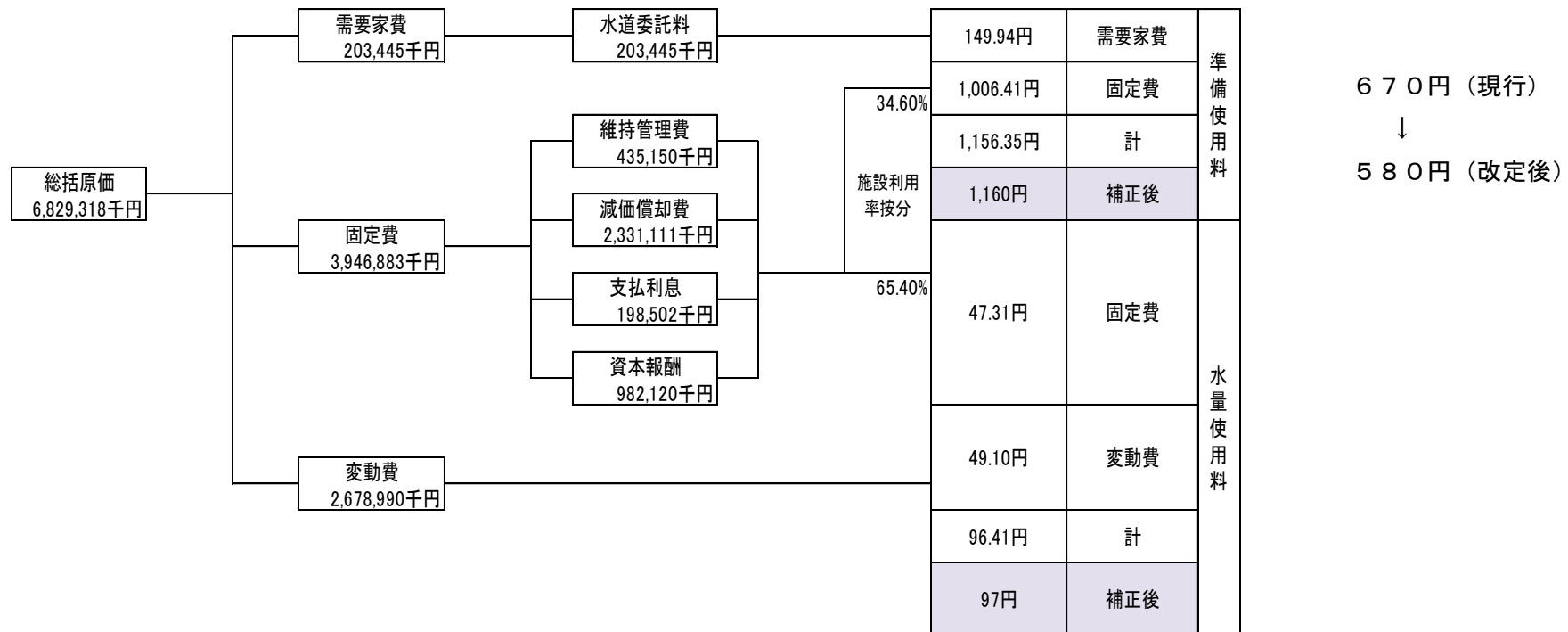
1,530円（改定後）

2-2 基本使用料（使用水量 0 m³の時の使用料）の決定

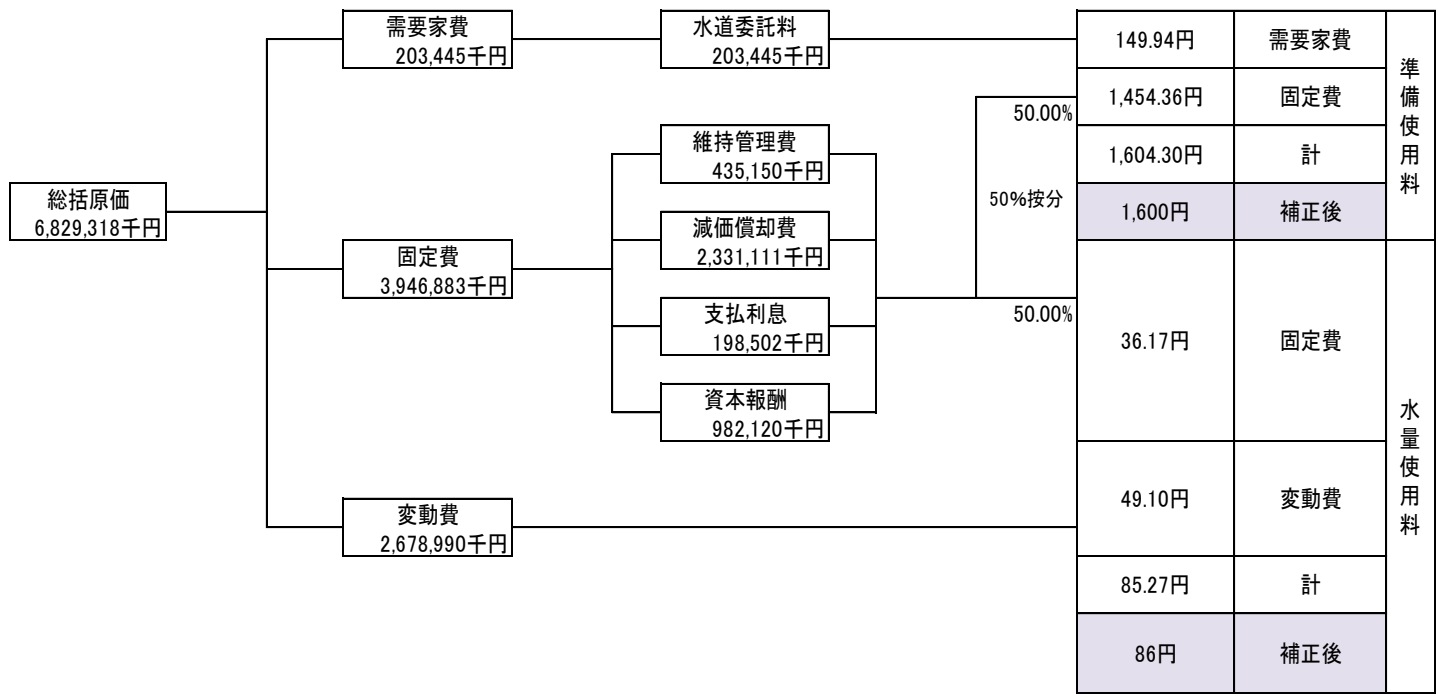
使用水量 0 m³の時の使用料をこれまでの従前の単価と照らし合わせながら決定します。

- ① 580円・・・固定費を施設利用率で按分する考え方
- ② 670円・・・現状の金額を採用する考え方（現行の 10 m³単価を改定後の 0 m³の単価とする。）
- ③ 800円・・・固定費を50%で按分する考え方

【①の算出式】



【③の算出式】



670円（現行）
↓
800円（改定後）

2-3 基本水量を5m³とした際の基本使用料の決定

使用水量5m³以下（水量に関わらず）の使用料を決定します。2-2の3案を基本に決定します。

- ① 580円・・・使用量0m³の時の単価
- ② 670円・・・使用量0m³の時の単価
- ③ 800円・・・使用量0m³の時の単価
- ④ 850円・・・③を基本に基本水量内における従量使用量分一部負担
- ⑤ 900円・・・③を基本に基本水量内における従量使用量分一部負担

3 従量使用料の決定（段階別の傾向にあった改定）

(1) 増加傾向の段階（現行基本水量内と第1段階）の改定には・・・

このランクは、水量の総量が多く、増加傾向にあり、10 m³以下については、従量使用料を賦課していないことから、改定額が低額の賦課であっても大幅に増収を図ることができる。また、人口は減少しているが戸数は増加傾向にあるため、5年後も減収が発生しない。

○基本水量内段(1~5m³) 仮定: 今後も約4.26%増加するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
現行のまま	2,441,689	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

現行のままでは無収入↑

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
40	97,668	101,828	106,166	110,689	115,404	120,320	125,446	130,790	130,790
60	146,501	152,742	159,249	166,033	173,106	180,480	188,169	196,185	196,185
80	195,335	203,656	212,332	221,378	230,808	240,641	250,892	261,580	261,580

大幅な増収↑

○基本水量内段(6~10m³) 仮定: 今後も約4.93%増加として 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
現行のまま	2,183,003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

現行のままでは無収入↑

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
40	87,320	91,625	96,142	100,882	105,855	111,074	116,550	122,296	122,296
60	130,980	137,438	144,213	151,323	158,783	166,611	174,825	183,444	183,444
80	174,640	183,250	192,284	201,764	211,711	222,148	233,100	244,592	244,592

大幅な増収↑

○第1段(11~20m³) 仮定: 今後も約4.02%増加するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
現行のまま	3,039,890	80	243,191	252,967	263,137	273,715	284,718	296,164	308,070	320,454	77,263

現状のままでも増加↑

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
90	273,590	284,588	296,029	307,929	320,308	333,184	346,578	360,511	117,320
100	303,989	316,209	328,921	342,144	355,898	370,205	385,087	400,568	157,376
110	334,388	347,830	361,813	376,358	391,488	407,225	423,596	440,624	197,433

大幅な増収↑

(2) 減少傾向の段階（現行第2段階～第4段階）の改定には・・・

このランクは、水量の総量も少ないことから大幅な改定を実施しても増収を図ることができない。また、水需要が減少傾向にあるため、5年後の減収率が高い。

○第2段(21~30m³) 仮定: 今後も約1.93%減少するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
現行のまま	957,668	90円	86,190	84,527	82,895	81,295	79,726	78,188	76,679	75,199	△ 10,991

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
100円	95,767	95,582	95,397	95,213	95,030	94,846	94,663	94,480	8,290
110円	105,343	105,140	104,937	104,735	104,533	104,331	104,129	103,929	17,738
120円	114,920	114,698	114,477	114,256	114,036	113,815	113,596	113,377	27,186

○第3段(31~50m³) 仮定: 今後も約4.24%減少するものとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
現行のまま	417,421	100	41,742	39,972	38,277	36,654	35,100	33,612	32,187	30,822	△ 10,920

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
110	45,916	43,969	42,105	40,320	38,610	36,973	35,406	33,904	△ 7,838
120	50,091	47,967	45,933	43,985	42,120	40,334	38,624	36,987	△ 4,755
130	54,265	51,964	49,761	47,651	45,630	43,696	41,843	40,069	△ 1,673
136	56,769	54,362	52,057	49,850	47,736	45,712	43,774	41,918	176

○第4段(51~100m³) 仮定: 今後も約4.8%減少するものとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
現行のまま	229,630	110	25,259	24,047	22,893	21,794	20,748	19,752	18,804	17,901	△ 7,358

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
120	27,556	26,233	24,974	23,775	22,634	21,547	20,513	19,528	△ 5,731
130	29,852	28,419	27,055	25,756	24,520	23,343	22,223	21,156	△ 4,103
140	32,148	30,605	29,136	27,738	26,406	25,139	23,932	22,783	△ 2,476

(3) 現状維持傾向の段階(現行第5段階~第8段階)の改定には、

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
150	35,822	34,103	32,466	30,908	29,424	28,012	26,667	25,387	128

このランクは、水量増減が一定（微減）のため、改定額が5年後のほぼ維持されるため減収率は少ない。水量の総量も少ないため大幅な増収は図れない。

○第5段(101～200m³) 仮定: 今後も約0.7%増加するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
現行のまま	266,829	165円	44,027	44,335	44,645	44,958	45,273	45,589	45,909	46,230	2,203

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
175円	46,695	47,022	47,351	47,683	48,016	48,352	48,691	49,032	5,005
185円	49,363	49,709	50,057	50,407	50,760	51,115	51,473	51,834	7,807

○第6段(201～500m³) 仮定: 今後も約0.01%減少するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
現行のまま	361,351	190円	68,657	68,650	68,643	68,636	68,629	68,622	68,616	68,609	△ 48

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
200円	72,270	72,263	72,256	72,249	72,241	72,234	72,227	72,220	3,563
210円	75,884	75,876	75,869	75,861	75,853	75,846	75,838	75,831	7,174

○第7段(501～1,000m³) 仮定: 今後も約0.097%減少するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	減収額(H30→R7)
現行のまま	286,273	205円	58,686	58,117	57,553	56,995	56,442	55,894	55,352	54,815	△ 3,871

改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増減額(H30→R7)
215円	61,549	60,952	60,360	59,775	59,195	58,621	58,052	57,489	△ 1,197
225円	64,411	63,787	63,168	62,555	61,948	61,347	60,752	60,163	1,477

○第8段(1,001m³～) 仮定: 今後も約0.1%増加するとして 単位: m³、千円

	H30使用量	単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
現行のまま	782,649	220円	172,183	172,355	172,527	172,700	172,873	173,045	173,218	173,392	1,209

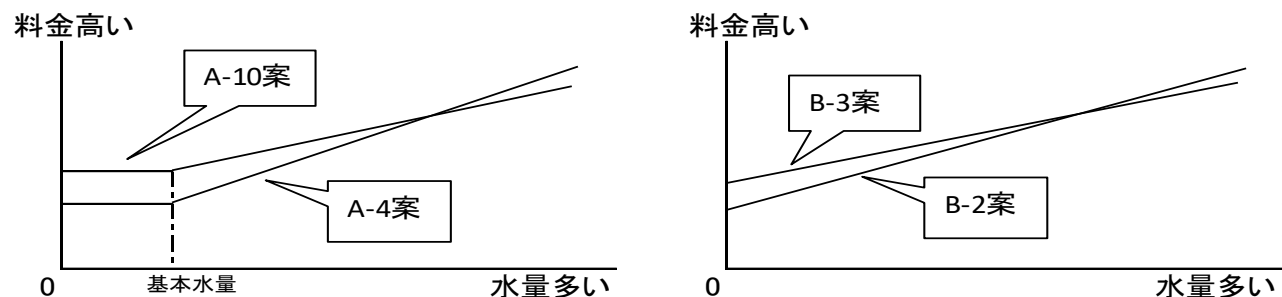
改定後

単価	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	増収額(H30→R7)
230円	180,009	180,189	180,369	180,550	180,730	180,911	181,092	181,273	9,090
240円	187,836	188,024	188,212	188,400	188,588	188,777	188,966	189,155	16,972

4 下水道使用料モデルパターンの比較表

	A-4案	A-10案	B-2案	B-3案
基本水量	5m ³		0m ³	
基本使用料	670円	850円	670円	800円
少量使用者の負担増	6m ³ ～あり		1m ³ ～あり	
0m ³ 改定率	0円 0%	180円 27%	0円 0%	130円 19%
5m ³ 改定率	0円 0%	180円 27%	275円 41%	330円 49%
10m ³ 改定率	450円 67%	530円 79%	495円 74%	530円 79%
20m ³ 改定率	650円 44%	630円 43%	650円 44%	630円 43%
使用料安定的確保 5年後の減収額	10m ³ 制から減ずることによって安定的な収入確保ができる体系に近づく。			
	△51,239千円	△63,079千円	△9,978千円	△9,472千円

【改定案のポンチ図】



【基本的な傾向】

少量の使用料を高く設定し、多量の使用料を低く抑え財源を確保する。→ 減収が進まない。→ 次の改定率は低く抑えられる。
 少量の使用料を低く抑え、多量の使用料を高く設定して財源を確保する。→ 減収が進む。→ 次の改定率は高くなる。